

進級・卒業規程

(帝京学園短期大学)

東京都板橋区稻荷台27番1号

学校法人 帝京学園

帝京学園短期大学 進級・卒業規程

第1条 (進級・卒業認定について)

進級認定は、前期・後期定期試験の受験資格を満たす者（出席時数等）が、定期試験を受けて合格点（60点以上）を取った時、及び、それぞれの試験の後実施される追・再試験において合格と認められた者のうち、その後開催された進級認定会議において進級を認められた者をいう。

第2条 (進級・卒業認定会議)

定期試験が実施された後、必要に応じて追・再試験が実施される。その後、本学専任の教職員による進級認定会議を開催し、そこで追・再試験受験者の単位の認定と進級が決定される。

第3条 (追・再試験)

追・再試験は、帝京学園短期大学学内試験規則第6条及び第7条、第8条の条件を満たす者について各1回のみ実施する。

第4条 (追試験の実施について)

追試験の実施は、帝京学園短期大学学内試験規則第7条の条件を満たす者のみ対象とする。ただし、その受験手続きに関しては、ゼミ担当または教科担当の印を必要とする。

第5条 (再試験)

再試験の実施は、帝京学園短期大学学内試験規則第8条の条件を満たす者のみを対象とする。

第6条 (追・再試験)

- 1 追・再試験の合格の判定は、教科担当の判断による。
- 2 例外として、やむをえない場合は、教務担当において追再試験を実施する。
- 3 前第2項の可否の判定は、専任教員による可否判定会議を開催し、出席専任教員の合意をもって単位を認めるものとする。

第7条 (進級基準)

進級の基準において、前期・後期定期試験にて卒業要件に係わる必修科目を5科目以上単位未修得のものは、留年とする。

第 8 条 (卒業基準)

卒業の要件は、帝京学園短期大学教育課程表における卒業要件を満たした者とする。

第 9 条 (幼稚園教諭免許)

本学においては、上記第 8 条の要件を満たすとともに、本学学則第 28 条の条件を満たす学生には幼稚園教諭 2 種免許状を与える。

第 10 条 (保育士資格)

本学においては、上記 8 条の要件を満たすとともに、本学学則第 28 条の 2 の条件を満たす学生には保育士登録の資格を与える。(尚、法令改正により平成 15 年 5 月から各都道府県知事への登録申請が必要になった。)

第 11 条 (試験の単位について)

- 1 単位の認定は、各担当教員の判断による。
- 2 単位の認定方法は、①試験の結果、②レポート、③実習記録の提出、④その他提出物、⑤実技、⑥実習 以上の中から各教科担当の判断にて決定する。

第 12 条 (試験の例外措置)

実習等やむを得ない理由により、定期試験及び追・再試験を受験出来ない場合は、教授会の議決により特別試験を実施することもある。

第 13 条 (進級・卒業認定会議の結果について)

卒業・進級認定会議の結果は、学生に連絡する。

附 則

1. この規程は、平成 3 年 10 月 1 日から施行される。
2. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
3. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。